



「偽装請負」根絶へ全国初の司法判断！

「東リ」 偽装請負事件 「直接雇用の申し込みみなし制度」で 労働契約の成立を認定！（大阪高裁・11月4日）

大手住宅建材メーカー「東リ」（兵庫県伊丹市）の伊丹工場で業務請負企業の従業員として働いていた5名（L・I・A 労組組合員）が、実態は東リ側の指揮命令を受ける違法な「偽装請負」だったとして地位確認などを求めた訴訟の控訴審判決が11月4日、大阪高裁でありました。清水響裁判長は5名の訴えを棄却した1審神戸地裁判決を取り消し、5名の主張を認める逆転勝利判決を言い渡しました。



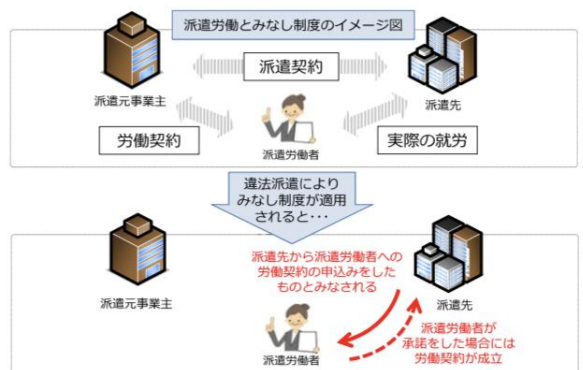
判決では、5名は約20年にわたり伊丹工場で業務請負の形態で勤務していましたが、日常的に東リ側から具体的な指示などがあったことから「請負としての実態がなかったことは明らか＝偽装請負」とし、東リ側は違法な状態を認識しながら、労働者派遣法などの規制適用を逃れるため偽装請負を継続していたと認定しました。

また、労働者派遣法の「直接雇用の申し込みみなし制度」（注）に基づき、東リ側と5名の間で直接労働契約の成立を認めると共に、遡って賃金の支払いも命じました。弁護団によると、この規定による労働契約の成立を認める司法判断は全国で初めてだということです。

労働契約申し込みみなし制度とは？

2015年10月に改正された「労働者派遣法」で新設された新制度。派遣先企業が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、派遣労働者に対して派遣会社と同一の労働条件とする契約申し込みをしたとみなす（直接雇用義務の発生）制度です。

労働契約申し込みみなし制度は「違法派遣の根絶」を目的に制定された制度であり、派遣労働者の無期雇用や待遇改善、事業規制の強化の効果が期待できます。（文・図：厚生労働省 HP を参考）



JTSU は2020年8月～9月にかけて、組合員の皆さんに「東リの偽装請負を告発し、直接雇用を求める L.I.A 労組を勝たせる会」控訴審公正判決署名（団体・個人署名）を取り組んでいただき、5名と共に連帯する運動をつくり出してきましたが、今回の大阪高裁での完全勝利判決を引き出す一つの力になることができたのは大きな成果です。改めて、これまでご支援・ご協力いただいたすべての組合員の皆さんに感謝申し上げます。

私たちは、これからもすべての働く仲間との連帯をさらに強化して、安心して働ける社会の実現に向けて奮闘していきましょう！